

●敗戦を期に、今日まで培われ徐々に整備されて来た社会制度や法令による制約、それらに基づく慣習や主張は為政者と雖も、そう簡単に排除したり手を加えたりできない歴史的な重み＝民主的、合理的、経験的判断の蓄積＝を備えていると思われてきました。それが今、一党独裁とも云い得る政権の誕生と共に音を立てて崩れ去ろうとしています。選挙結果や内閣支持率が追い風となっているのですが、こうした事態を招いた最も大きな要因は、現政権が二つの打ち出の小槌を握っているからではないかと思われまます。ではその小槌とは？●一つは紛れもなく、私的諮問機関(諮問会議)である筈です。諮問機関には法令により設置される「審議会等」と、法令に基づかない「私的諮問機関」の二つがあり、私的諮問機関は閣議決定や大臣等の決裁のみで開催される上、法令上の機関でないにも拘わらず、事務局運営は各省庁が担い、予算も公費から支出される－という極めてグレーな部分を有しています。のみならず委員の人事についても、「一定の資格要件を有する者の中から所管行政機関の長が任命する」となっているものの、官僚である限り、任命の過程で所謂“忖度”が働きやすい環境にあるのは否めない処でしょう。当局側は「私的諮問機関は出席者の意見の表明又は意見の交換の場に過ぎない」と強弁していますが、例え諮問機関の意見・意思が表向き法的な拘束力を持たないとされていたとしても、小職が接したとある諮問機関委員の、未だ法案審議の途中であり乍ら、施行時期まで断言した自信に満ちた発言を思い返すと、「その専門性と権威による社会的・政治的な影響は少なくなく、実質的に政策立案が方向付けられるケースも多い」(国立国会図書館調査及び立法考査局 西川明子氏)という見解は、的を射ていると云えます。つまり諮問会議の結論が閣議決定で法案化され、法令化される訳であり、国会審議等は単なる儀式、通過儀礼程度でしかない事がよく判るのです。●そして二つ目の小槌が、政権が握り潰しに掛っている事件の背景にある「特区」ではないかと思えます。特区指定のエリアでは、法制定プロセスがないまま在来の規制が解除され、所謂「一国二制度」の様な状態が生まれます。当局の云う「岩盤規制に穴を穿つ」非常に便利なバイパスです。実証実験的な制度という建前なので、この仕組みを使えば外資の理不尽な要求に屈したと揶揄される恐れもなく、一部の業者にだけ便宜を図ったと指弾される懸念も薄らぐからです。何を言われようとも為政者がこれ程独裁的に振舞えるのは、こうした背景があるからに他なりません。●さて今回のテーマでは、第一の小槌が問題となります。労働法の歴史的転換という一見大掛かりな舞台装置ですが、これはアベノミクスは成功したとする、初めから結論ありきのシナリオを完成させる為の道具、事業者の大多数を占める個別交渉の効かない中小零細企業を、法令(労働法改定)という網の中に追い込み、成長戦略に無理やり寄与させる為の道具建て-に過ぎない様に思われます。私的諮問機関(働き方改革実現会議)が決定した「-実行計画」には、為政者の本音を覆い隠すキレイゴト＝「日本経済再生に向け、最大のチャレンジは働き方改革…」「一働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るよう、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する…」「-世の中から、非正規と云う言葉を一扫する…」等＝が鏤められています。●改正法の実態はそんな生易しいものではありません。中小事業者の金庫を無理やり開かせ、従業員への分配を強い、個人消費の盛り上げに誘導して経済成長を演出する一強ち偏見とは言えない説得力のある見方もあるのです。●以下、次号一